広報
きたかた
Kitakata
Public Information

平成29年3月発行

お知らせ版

【編集・発行】 喜多方市企画政策部企画調整課
☎ 0241(24)5206　FAX 0241(25)7073
喜多方市ホームページ　http://city.kitakata.fukushima.jp

補助・支援

地域創生総合支援事業（サポート事業）

内容 県民の皆さんが主役となる個性と魅力ある地域づくりを推進していくために、民間団体などが行う地域振興の取り組みを支援しています。

募集期間 第2次募集　4月20日(木)～5月9日(火)

◆事業区分と補助率など

事業区分	対象事業	補助率	限度額
一般枠	地域づくり団体などが地域の課題を踏まえ、地域の特性を活かして行う広域的な視点に配慮された事業や先駆的、モデル的な事業	3分の2以内	500万円
過疎・中山間地域活性化枠	元気で賑わいのある地域づくりを目指し、過疎・中山間地域の集落や市町村、協定団体が行う集落などの再生・活性化への取り組み	3分の2～10分の10以内	30～500万円
地域資源事業化枠	過疎・中山間地域の集落や民間企業、協定団体が行う、地域資源を有効活用し、収益性のある事業の構築により持続可能な地域経済の基盤づくりを目的とした取り組み	3分の2～10分の10以内	30～1,000万円
健康枠	集落や民間団体が健康問題の解決など、健康に資する事業	3分の2～4分の3以内	500万円

その他 事前に相談してから申請してください。
※詳しくは、福島県ホームページをご覧ください。

問申 会津地方振興局 地域づくり・商工労政課 ☎0242(29)5292

Future From Fukushima.
ふくしまからはじめよう。

募集

喜多方市美術館運営協議会委員の公募

内容 美術館運営や魅力ある展覧会の開催などについて意見を述べていただく「喜多方市美術館運営協議会」の委員の一部を次のとおり公募します。

応募資格 美術館運営や文化芸術に関心をお持ちの方で、①市内に居住または通勤・通学する満20歳以上の方
②市が設置する他の付属機関の委員となっていない方
③国または地方公共団体の議員、公務員でない方
④年2回、平日(2時間程度)に開催される会議に出席できる方

募集人員 2人

任期 2年

応募方法 履歴書(写真添付)と作文(市美術館に関する意見や提言などを400字程度にまとめたもの)を持参または郵送してください。

応募締切 3月27日(月)

問申 文化課 ☎(24)5323

休日の輪番制病院（2次救急）

休日	病院・医院名(　)内は所在地
4月2日(日)	会津医療センター(会津若松市) ☎0242(75)2100

☎広報に記載の市内電話番号☎『旧喜多方市、熱塩加納町、塩川町、山都町』と『高郷町』との通話には市外局番0241が必要です。携帯電話からは市外局番0241が必要です。

募集

平成29年度労働基準監督官採用試験

内容 労働基準監督官A（法文系）、労働基準監督官B（理工系）を募集します。

受付期間 3月31日（金）～4月12日（水）

※インターネット申込専用アドレス http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html から申し込みください。

第一次試験 6月11日（日）

第二次試験 7月12日（水）～14日（金）

受験資格 ①昭和62年4月2日～平成8年4月1日生まれの方、②平成8年4月2日以降生まれの大学を卒業した方および平成30年3月までに大学を卒業する見込みの方など

※詳しくは人事院ホームページをご覧ください。

問 福島労働局 総務課 ☎024（536）4617

お知らせ

下水道使用料に関する変更の届出をお忘れなく

内容 「水道水以外の水（地下水など）」のみ、または「水道水以外の水」と「水道水」を併用している家庭で、転入・転出・出生・死亡などで世帯使用人数に変更が生じた場合は、速やかに変更の手続きをお願いします。

この手続きは、一般家庭で「地下水など」を家事用として使用している場合、使用人数により下水道使用料を決定するために必要です。

変更手続窓口 下水道課 総務係（本庁舎3階）

問 下水道課 総務係 ☎（24）5250



パブリックコメント（意見公募）

市の計画案に皆さんのご意見をお寄せください。

喜多方市一般廃棄物処理基本計画案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、本市の一般廃棄物（ごみ・し尿など）の収集運搬や処理、処分に関する基本的な計画として、第２次となる一般廃棄物処理基本計画（平成29年度から10年間）を策定します。

■期間 3月27日（月）まで

■閲覧方法 ①市ホームページ、②環境課および各総合支所住民課（土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時）

■対象者 ①市内に住所がある方、②市内で事務所または事業所などを営む個人、法人、その他の団体、③市内の事業所などに勤務する方、④市内の学校に在学する方、⑤この案に利害関係のある個人、法人、その他の団体

■提出方法 市のホームページから様式をダウンロードするか、直接環境課から取得し、必要事項を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください（意見を正確に把握するため、電話による意見はご遠慮ください）。

①直接持参、②郵送（〒966-8601【住所記載不要】喜多方市役所環境課宛て）、③FAX（22）9571

また、市ホームページの専用メールフォームからも提出することができます。

※詳しくは市ホームページをご覧になるかお問い合わせください。

問 申 環境課 環境推進係 ☎（24）5261

４月１日から一部の体育施設で利用申請場所が変更となります

施設名	申請場所	
	3月31日まで	4月1日から
熱塩加納体育館、熱塩加納運動場（野球場、多目的広場、テニスコート）	熱塩加納公民館	熱塩加納総合支所住民課
山都体育館	山都公民館	山都総合支所住民課

※ご不明な点はお問い合わせください。

問 生涯学習課 スポーツ振興係 ☎（24）5319
または各総合支所住民課 教育担当

